

暫定基準が設定された動物用医薬品及び飼料添加物の  
食品健康影響評価（追加資料の提出）について

1. 経緯

食品に残留する農薬、動物用医薬品及び飼料添加物については、いわゆるポジティブリスト制度の導入に伴い、内閣府食品安全委員会による食品健康影響評価を受けずに暫定的に基準を設定（760 基準）したところ（いわゆる暫定基準）。

これらの暫定基準のうち、従来どおりの一日許容摂取量（ADI）の設定に必要なかつ十分な資料の入手が困難で依頼に至っていなかった動物用医薬品及び飼料添加物 35 成分について、本年 3 月に ADI の設定ではなく現行のリスク管理措置の妥当性についての食品健康影響評価を依頼したところ。

2. 食品健康影響評価の考え方

食品安全委員会は評価の具体的な手順を動物用医薬品専門調査会及び肥料・飼料等専門調査会において検討することとし、同調査会において「暫定基準が設定された動物用医薬品及び飼料添加物に係る食品健康影響評価の考え方」（別添参照）をとりまとめ、7 月 7 日の食品安全委員会に報告した。

この考え方は過去に食品健康影響評価の依頼を行った動物用医薬品及び飼料添加物のうち未評価の成分にも適用可能とされており、食品安全委員会から厚生労働省に対して、該当する成分の現行のリスク管理措置に関する資料の提出依頼があった。

3. 今後の予定

食品安全委員会に追加資料として各成分（21 成分、別紙参照）の推定摂取量を提出する。

食品健康影響評価の結果を踏まえ、本部会で基準の設定等について審議いただく予定。

## 各成分の推定摂取量等について

成分名	種類	推定摂取量	
		数値 (mg/kg 体重)	試算 方法
アンピシリン	抗生物質	0.00071	TMDI 幼小児
イソオイゲノール	麻酔剤	0.039	EDI 幼小児
イソシンコメロン酸ニプロピル	殺虫剤	0.00037	TMDI 幼小児
イソメタミジウム	寄生虫駆除剤	0.0021	TMDI 幼小児
カルバドックス (キノキサリン-2- カルボン酸を含む)	合成抗菌剤	0 (不検出)	—
クマホス	殺虫剤	0 (不検出)	—
クロキサシリン	抗生物質	0.0021	TMDI 幼小児
ジクロキサシリン	抗生物質	0.00046	EDI 幼小児
スルファジミジン	合成抗菌剤	0.00088	TMDI 幼小児
スルファジメトキシム	合成抗菌剤	0.0030	TMDI 幼小児
スルファメトキサゾール	合成抗菌剤	0.00006	TMDI 幼小児
スルファモノメトキシム	合成抗菌剤	0.00042	TMDI 幼小児
スルフィソゾール	合成抗菌剤	0.00020	TMDI 幼小児
セフロキシム	抗生物質	0.00041	TMDI 幼小児
トリメトプリム	合成抗菌剤	0.0015	TMDI 幼小児

成分名	種類	推定摂取量	
		数値 (mg/kg 体重)	試算 方法
ナイカルバジン	合成抗菌剤 寄生虫駆除剤	0.00021	TMDI 幼小児
バシトラシン	抗生物質	0.0029	EDI 幼小児
ハロフジノン	寄生虫駆除剤 抗原虫剤	0.00011	TMDI 幼小児
フェノキシメチルペニシリン	抗生物質	0.00006	TMDI 幼小児
マデュラマイシン	寄生虫駆除剤	0.00043	TMDI 幼小児
ロベニジン	合成抗菌剤 寄生虫駆除剤	0.00018	TMDI 幼小児

暫定基準が設定された動物用医薬品及び飼料添加物に係る  
食品健康影響評価の考え方について

(令和2年5月18日 動物用医薬品専門調査会及び令和2年6月15日肥料・飼料等専門  
調査会決定)

1 暫定基準が設定された動物用医薬品及び飼料添加物<sup>1</sup>の状況

- (1) 平成18年5月、食品に残留する農薬、動物用医薬品及び飼料添加物（以下「農薬等」という。）に関するポジティブリスト制度を導入する際、厚生労働省は、「人の健康に悪影響が及ぶことを防止し、又は抑制するため緊急を要する場合で、あらかじめ食品健康影響評価を行ういとまがない」（食品安全基本法第11条第1項第3号）として、食品健康影響評価を行うことなく基準値を設定した。
- (2) これらのいわゆる暫定基準値については、「事後において、遅滞なく、食品健康影響評価が行われなければならない」（同法第11条第2項）ことから、厚生労働省は平成18年から5年間を目途に評価依頼をすること（「食品に残留する農薬等に関するポジティブリスト制度の導入について（平成17年11月28日付け厚生労働省発第1128001号）」）とし、優先評価物質を含め順次、同法第24条第2項に基づく評価要請を行ってきた。
- (3) 他方、食品安全委員会は、食品健康影響評価を円滑に進めるため、「暫定基準が設定された農薬等の食品健康影響評価の実施手順（平成18年6月29日付け食品安全委員会決定。以下「実施手順」という。）」を策定し、ADI（許容一日摂取量）の設定を中心とした食品健康影響評価を行ってきた。

2 課題と対応方向

- (1) 国民の健康保護の観点からは、暫定基準値が設定されている成分について、速やかに最新の科学的知見による食品健康影響評価が行われ、評価結果に基づき、暫定基準値の見直し等が行われる必要がある。しかしながら、これらについては、これまで行ってきたADIの適切な算定に必要なかつ十分な資料があるとは言えない状況にある。
- (2) 他方、実施手順2の(2)の①では、優先評価物質以外の評価については、一定の条件の下において、ADIの設定またはその他の方法で評価を行うこととされている。また、ポジティブリスト制度の導入以降、実際のばく露状況が把握できていること、これまでの食品健康影響評価の積み重ねや新たなリスク評価技術の確立など評価をめぐる状況も変化している。
- (3) このような状況の下において、暫定基準が設定された動物用医薬品及び飼料添加物のうち食品健康影響評価が行われていない未評価の成分について、ADIの設定に加えて、現在実施されているリスク管理の妥当性について食品健康影響評価を実施することとする。
- (4) なお、本考え方は、実施手順の「その他の方法」を動物用医薬品及び飼料添加物につ

<sup>1</sup> 農薬として使用される成分を除く。

いて具体化するものであり、実施手順の対象以外の動物用医薬品及び飼料添加物については、それぞれ「動物用医薬品に関する食品健康影響評価指針」（平成 30 年 4 月 10 日食品安全委員会決定）及び「飼料添加物に関する食品健康影響評価指針」（平成 30 年 9 月 25 日食品安全委員会決定）に基づき評価を行うものとする。

### 3 未評価成分の評価の考え方

実施手順の優先評価物質<sup>2</sup>については、実施手順に基づく通常の評価を実施する。優先評価物質以外については、各成分の状況に応じて以下のように区分し、実施する。

#### (1) 国際機関等において ADI 等が設定されており、かつ現行のリスク管理に基づく推定摂取量が当該 ADI 等を上回らない成分

本項目には、国際機関（JECFA、JMPR）、外国政府機関（米国、EU、豪州等）等において ADI 等が設定されておりその評価について検討した結果、食品安全委員会の評価と同等に扱うことが可能と考えられる成分であって、ポジティブリスト制度導入以来のリスク管理について検討した結果、1 日当たりの推定摂取量が当該 ADI 等を超えない成分が区分される。

したがって、現行のリスク管理の範囲で動物用医薬品及び飼料添加物として使用される限りにおいて、本項目に該当する成分の食品健康影響は無視できる程度と考えられる。

#### (2) 遺伝毒性発がん物質であることを否定できない成分

本項目には、(1) に該当しない成分であって、提出された資料等から遺伝毒性発がん物質であることが否定できない成分が区分される。

なお、既に不検出として管理されている場合、当該成分の食品健康影響は無視できる程度と考えられる。

#### (3) 提出された資料等より NOAEL (無毒性量) 等を確認することができる成分

本項目には、(1) 及び (2) に該当せず、提出された資料等より NOAEL 等を確認することができる成分が区分される。

##### ① 資料等から確認された NOAEL 等と現行のリスク管理をもとにした推定摂取量を比較し十分な余裕があると言える成分

ポジティブリスト制度施行以来のリスク管理について検討した結果、確認された NOAEL 等と 1 日当たりの推定摂取量を比較した結果、十分な余裕があると言える成分が区分される。

したがって、現行のリスク管理の範囲で動物用医薬品及び飼料添加物として使用される限りにおいて、本項目に該当する成分の食品健康影響は無視できる程度と考えられる。

##### ② 資料等から確認された NOAEL 等と現行のリスク管理をもとにした推定摂取量を比較し十分な余裕があると言えない成分

資料等から確認された NOAEL 等と現行のリスク管理をもとにした推定摂取量を比較

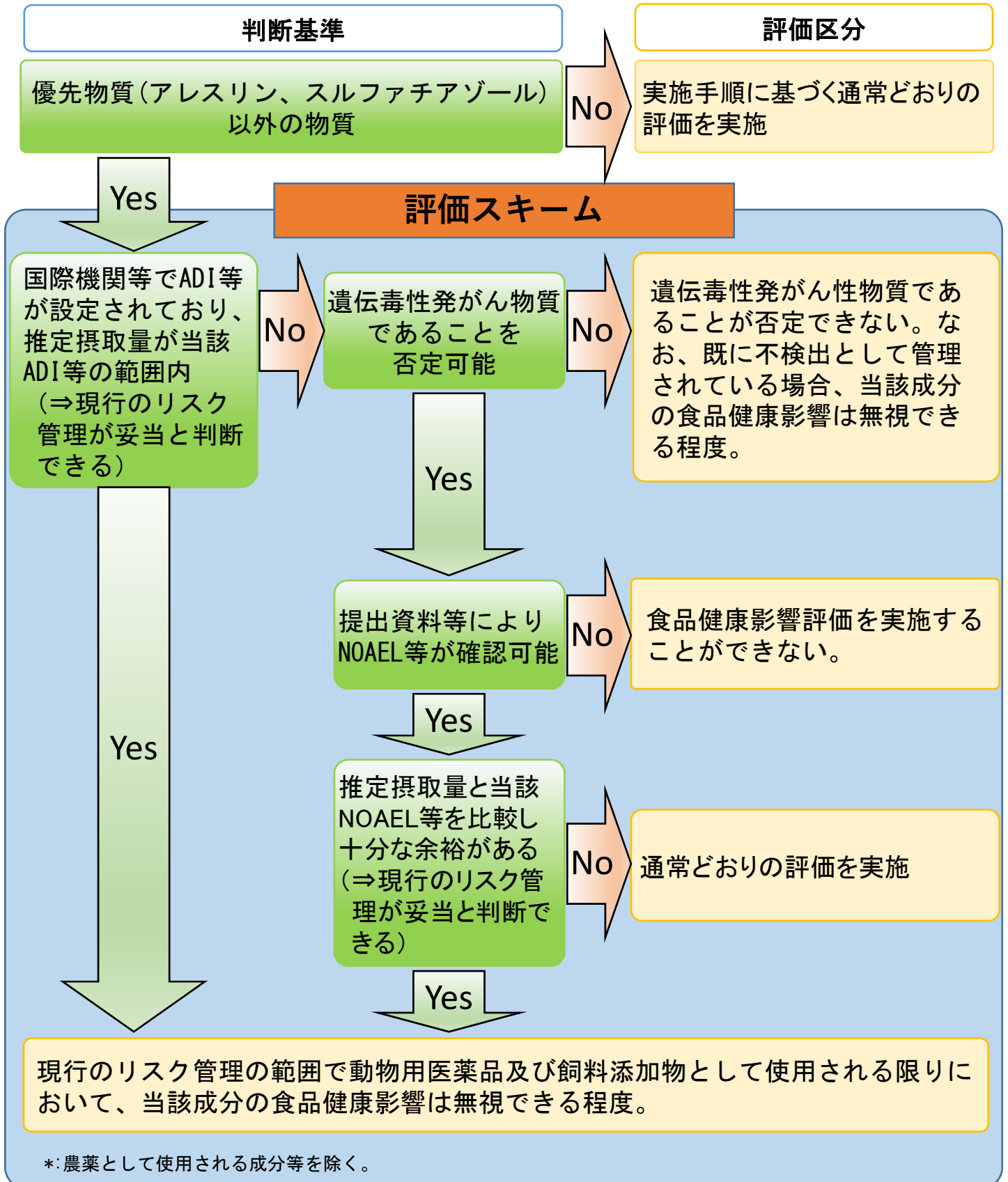
<sup>2</sup> 「食品に残留する農薬等に関するポジティブリスト制度の導入について（平成 17 年 11 月 28 日付け厚生労働省発第 1128001 号）」で優先的に食品健康影響評価の依頼を行うとされた 5 成分（アレスリン、オキシロニック酸、キシラジン、スルファチアゾール、タイロシン：下線については未評価）。

し十分な余裕があると言えない場合は、従来型の ADI を算定するリスク評価を実施する。

(4) 食品健康影響評価が実施できない成分

本項目には、(1)、(2) 及び (3) に該当しない成分が区分される。すなわち、当該成分については国際機関等における ADI 等の設定がされておらず、かつ、NOAEL 等を確認することが可能な資料の提出等がなく、食品健康影響評価を実施することができない。

別紙：暫定基準が設定された動物用医薬品及び飼料添加物\*に係る食品健康影響評価の考え方について



\*: 農薬として使用される成分等を除く。